

地方税法施行規則等の一部を改正する省令 新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)
 第一条による改正 (地方税法施行規則 (昭和二十九年総理府令第二十三号))

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>(法附則第七条第三項第五号及び第十項第五号に規定する総務省令で定める事項)</p> <p>第二条の五 法附則第七条第三項第五号及び第十項第五号に規定する総務省令で定める事項は、同条第三項第三号及び第十項第三号に掲げる地方団体に対する寄附金の額を支出した年月日並びに個人番号その他参考となるべき事項とする。</p> <p>(政令附則第十条の書類等)</p> <p>第四条 略</p> <p>2511 略</p> <p>12 農林水産大臣、市町村長又は農業委員会は、政令附則第十条第十八項に規定する農地、採草放牧地及び準農地(以下この項において「農地等」という。)について、租税特別措置法第七十条の四第三十六項の規定により、同項の事実が生じた旨を国税庁長官又は当該農地等の所在地の所轄税務署長に通知した場合には、その旨及び次に掲げる事項を、書面により、当該農地等の所在地の道府県知事に通知しなければならない。</p> <p>一 租税特別措置法第七十条の四第三十六項の事実が生じた当該農地等</p>	<p>附則</p> <p>(法附則第七条第三項第五号及び第十項第五号に規定する総務省令で定める事項)</p> <p>第二条の五 法附則第七条第三項第五号及び第十項第五号に規定する総務省令で定める事項は、同条第三項第三号及び第十項第三号に掲げる地方団体に対する寄附金の額を支出した年月日 其他参考となるべき事項とする。</p> <p>(政令附則第十条の書類等)</p> <p>第四条 略</p> <p>2511 略</p> <p>12 農林水産大臣、市町村長又は農業委員会は、政令附則第十条第十八項に規定する農地、採草放牧地及び準農地(以下この項において「農地等」という。)について、租税特別措置法第七十条の四第三十六項の規定により、同項の事実が生じた旨を国税庁長官又は当該農地等の所在地の所轄税務署長に通知した場合には、その旨及び次に掲げる事項を、書面により、当該農地等の所在地の道府県知事に通知しなければならない。</p> <p>一 租税特別措置法第七十条の四第三十六項の事実が生じた当該農地等</p>

の地目、面積及び所在場所並びに当該農地等につき法附則第十二条第一項の規定の適用を受けている受贈者の氏名、住所又は居所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所又は居所）

二及び三 略

13 農業委員会は、租税特別措置法第七十条の四第三十七項の規定により、法附則第十二条第一項の規定の適用を受けた準農地の利用の形態その他の現況を当該準農地の所在地の所轄税務署長に通知した場合には、その旨及び次に掲げる事項を、書面により、当該準農地の所在地の道府県知事に通知しなければならない。

一 当該通知に係る法附則第十二条第一項の規定の適用を受けている受贈者の氏名、住所又は居所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所又は居所）

二 略

（法附則第十二条の二の二第二項第二号の専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車等）

第四条の四 略

2 略

9 法附則第十二条の二の二第二項第四号イ(3)に規定するエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十八条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して総務省令で定めるエネルギー消費効率率は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定めるエネルギー

の地目、面積及び所在場所並びに当該農地等につき法附則第十二条第一項の規定の適用を受けている受贈者の氏名及び住所又は居所

二及び三 略

13 農業委員会は、租税特別措置法第七十条の四第三十七項の規定により、法附則第十二条第一項の規定の適用を受けた準農地の利用の形態その他の現況を当該準農地の所在地の所轄税務署長に通知した場合には、その旨及び次に掲げる事項を、書面により、当該準農地の所在地の道府県知事に通知しなければならない。

一 当該通知に係る法附則第十二条第一項の規定の適用を受けている受贈者の氏名及び住所又は居所

二 略

（法附則第十二条の二の二第二項第二号の専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車等）

第四条の四 略

2 略

9 法附則第十二条の二の二第二項第四号イ(3)に規定するエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十八条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して総務省令で定めるエネルギー消費効率率は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定めるエネルギー

ギー消費効率とする。

一 略

二 エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令第二十一条第八号に掲げる貨物自動車 貨物自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成二十七年経済産業省・国土交通省告示第一号）に定める基準エネルギー消費効率

10
15 略

（軽油引取税の課税免除の特例）

第四条の七 略

2
9 略

10 第八条の三十八の規定は、法附則第十二条の二の七第二項において準用する法第四百四十四条の二十一の規定による免税の手続について準用する。この場合において、第八条の三十八第一項第一号中「、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下軽油引取税について同じ。）又は法人番号（同条第十五項に規定する法人番号をいう。以下軽油引取税について同じ。）（個人番号若しくは法人番号を有しない者又は法第四百四十四条の二十一第二項後段の規定により代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受けようとするそれぞれの者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）」とあるのは「及び氏名又は名称」と、同項第三号中「又は設備」とあ

ギー消費効率とする。

一 略

二 エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令第二十一条第八号に掲げる貨物自動車 貨物自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成十九年経済産業省・国土交通省告示第五号）に定める基準エネルギー消費効率

10
15 略

（軽油引取税の課税免除の特例）

第四条の七 略

2
9 略

10 第八条の三十八の規定は、法附則第十二条の二の七第二項において準用する法第四百四十四条の二十一の規定による免税の手続について準用する。この場合において、第八条の三十八第一項第三号中「又は設備」とあるのは「、車両又は設備」

るのは「車両又は設備」と、同項第四号中「氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）」とあるのは「及び氏名又は名称」と読み替えるものとする。

11
13 略

第四条の八 略

2 政令附則第十条の二の二第八項において準用する第四十三条の十五の規定による免税証の手續に係る様式は、第十六号の十六の様式、第十六号の十七の様式から第十六号の二十四様式まで及び第十六号の三十様式とする。

3 略

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例）

第十三条の三 略

2 法附則第三十四条の二第二項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた土地等の譲渡は、同項に規定する土地等の譲渡の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める書類を法第四十五条の二第一項の規定による申告書に添付することにより証明がされた土地等の譲渡とする。

一 租税特別措置法第三十一条の二第二項第十二号から第十五号までに係る土地等の譲渡（次号に掲げるものを除く。） 当該土地等の買取

と読み替えるものとする。

11
13 略

第四条の八 略

2 政令附則第十条の二の二第八項において準用する第四十三条の十五の規定による免税証の手續に係る様式は、第十六号の十六様式から第十六号の二十四様式 及び第十六号の三十様式とする。

3 略

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例）

第十三条の三 略

2 法附則第三十四条の二第二項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた土地等の譲渡は、同項に規定する土地等の譲渡の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める書類を法第四十五条の二第一項の規定による申告書に添付することにより証明がされた土地等の譲渡とする。

一 租税特別措置法第三十一条の二第二項第十二号から第十五号までに係る土地等の譲渡（次号に掲げるものを除く。） 当該土地等の買取

りをする同項第十二号、第十三号若しくは第十四号の造成又は同項第十五号の建設を行うこれらの規定に規定する個人又は法人（以下この号において「土地等の買取りをする者」という。）から交付を受けた次に掲げる書類

イ 租税特別措置法施行規則第十三条の三第十項第一号イ及びロに掲げる書類

ロ 略

二 租税特別措置法第三十一条の二第二項第十二号及び第十四号に係る土地等の譲渡（同項第十二号又は第十四号の一団の宅地の造成を土地区画整理法による土地区画整理事業として行うこれらの規定に規定する個人又は法人に対するものに限る。）当該土地等の買取りをする当該一団の宅地の造成を行う当該個人又は法人（以下この号において「土地等の買取りをする者」という。）から交付を受けた次に掲げる書類

イ 租税特別措置法施行規則第十三条の三第十項第二号イからハまでに掲げる書類

ロ 略

三 租税特別措置法第三十一条の二第二項第十六号に係る土地等の譲渡 当該土地等の買取りをする同号の住宅又は中高層の耐火共同住宅の建設を行う同号に規定する個人又は法人（以下この号において「土地等の買取りをする者」という。）から交付を受けた次に掲げる書類

イ 租税特別措置法施行規則第十三条の三第十項第三号イ及びハに掲げる書類

りをする同項第十二号、第十三号若しくは第十四号の造成又は同項第十五号の建設を行うこれらの規定に規定する個人又は法人（以下この号において「土地等の買取りをする者」という。）から交付を受けた次に掲げる書類

イ 租税特別措置法施行規則第十三条の三第九項第一号イ及びロに掲げる書類

ロ 略

二 租税特別措置法第三十一条の二第二項第十二号及び第十四号に係る土地等の譲渡（同項第十二号又は第十四号の一団の宅地の造成を土地区画整理法による土地区画整理事業として行うこれらの規定に規定する個人又は法人に対するものに限る。）当該土地等の買取りをする当該一団の宅地の造成を行う当該個人又は法人（以下この号において「土地等の買取りをする者」という。）から交付を受けた次に掲げる書類

イ 租税特別措置法施行規則第十三条の三第九項第二号イからハまでに掲げる書類

ロ 略

三 租税特別措置法第三十一条の二第二項第十六号に係る土地等の譲渡 当該土地等の買取りをする同号の住宅又は中高層の耐火共同住宅の建設を行う同号に規定する個人又は法人（以下この号において「土地等の買取りをする者」という。）から交付を受けた次に掲げる書類

イ 租税特別措置法施行規則第十三条の三第九項第三号イ及びハに掲げる書類

<p>9及び10 略</p> <p>8 法附則第三十四条の二第七項に規定する総務省令で定める書類は、租税特別措置法施行規則第十三条の三第十四項に規定する書類とする。</p>	<p>口 略</p> <p>3 5 略</p> <p>6 政令附則第十七条の二第一項に規定する確定優良住宅地造成等事業（以下この項において「確定優良住宅地造成等事業」という。）を行う個人又は法人が、当該確定優良住宅地造成等事業につき、同条第一項若しくは第三項又は第四項若しくは第六項に規定する市町村長の承認を受けようとする場合には、同条第一項又は第四項に規定する二年を経過する日の属する年の十二月三十一日（同条第三項又は第六項の承認にあつては、同条第二項又は第五項に規定する当初認定日の属する年の末日）の翌日から十五日を経過する日までに、第一号に掲げる事項を記載した申請書に第二号に掲げる書類を添付して、市町村長に提出しなければならない。</p> <p>一 略</p> <p>二 租税特別措置法施行規則第十三条の三第十二項第二号に掲げる書類</p> <p>7 政令附則第十七条の二第一項第二号に規定する災害その他の総務省令で定める事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>一 租税特別措置法施行規則第十三条の三第十三項第一号及び第二号に掲げる事情</p> <p>二 略</p>
<p>9及び10 略</p> <p>8 法附則第三十四条の二第七項に規定する総務省令で定める書類は、租税特別措置法施行規則第十三条の三第十三項に規定する書類とする。</p>	<p>口 略</p> <p>3 5 略</p> <p>6 政令附則第十七条の二第一項に規定する確定優良住宅地造成等事業（以下この項において「確定優良住宅地造成等事業」という。）を行う個人又は法人が、当該確定優良住宅地造成等事業につき、同条第一項若しくは第三項又は第四項若しくは第六項に規定する市町村長の承認を受けようとする場合には、同条第一項又は第四項に規定する二年を経過する日の属する年の十二月三十一日（同条第三項又は第六項の承認にあつては、同条第二項又は第五項に規定する当初認定日の属する年の末日）の翌日から十五日を経過する日までに、第一号に掲げる事項を記載した申請書に第二号に掲げる書類を添付して、市町村長に提出しなければならない。</p> <p>一 略</p> <p>二 租税特別措置法施行規則第十三条の三第十一項第二号に掲げる書類</p> <p>7 政令附則第十七条の二第一項第二号に規定する災害その他の総務省令で定める事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>一 租税特別措置法施行規則第十三条の三第十二項第一号及び第二号に掲げる事情</p> <p>二 略</p>

第二条による改正（地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成二十六年総務省令第九十六号））

改 正 後	改 正 前
<p>地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（中略）</p> <p>（中略）</p> <p>附則第二十三条第一項第一号ロ及び第二項第一号ロ中「及び住所」を「住所」に改め、「所在地」の下に「及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定</p>	<p>地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（中略）</p> <p>第八条の十八第一号中「及び住所」を「住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下自動車取得税について同じ。）又は法人番号（同条第十五項に規定する法人番号をいう。以下自動車取得税について同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）」に改める。</p> <p>（中略）</p> <p>第八条の三十九第一項第一号中「及び氏名又は名称」を「氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）」に改める。</p> <p>（中略）</p> <p>附則第二十三条第一項第一号ロ及び第二項第一号ロ中「及び住所」を「住所」に改め、「所在地」の下に「及び個人番号又は法人番号</p>

する個人番号をいう。以下この条において同じ。）又は法人番号（同法第十二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下この条において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）」を加える。

（後略）

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 三 略

四 第九条の六第一号及び第九条の八第四項の改正規定 この省令の施行の日（以下「施行日」という。）の属する年の翌年の四月一日

（道府県民税及び市町村民税に関する経過措置）

第二条 この省令による改正後の地方税法施行規則（以下「新規則」という。）第二条の三第二項第三号、第五号及び第八号の規定は、施行日

の属する年の翌年の四月一日の

属する年度以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、当該年度の前年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

2 6 略

個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）」を加える。

（後略）

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 三 略

（道府県民税及び市町村民税に関する経過措置）

第二条 この省令による改正後の地方税法施行規則（以下「新規則」という。）第二条の三第二項第三号、第五号及び第八号の規定は、この省令

の施行の日（以下「施行日」という。）の属する年の翌年の四月一日の

属する年度以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、当該年度の前年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

2 6 略

(自動車取得税に関する経過措置)

第六条 新規則 附則第二十三条第一項第一号口

及び第二項第一号口の規定は、施行日以後に提出する

新規則附則第二十三条第一項第一号又は
第二項第一号に規定する書類について適用し、施行日前に提出した

旧規則附則第二十三条

第一項第一号又は 第二項第一号に規定する書類については、なお従
前の例による。

(軽油引取税に関する経過措置)

第七条 略

2| 新規則第八条の四十一第一号イ、第二号イ及び第三号イ並びに第八条

の四十八第一号の規定は、施行日以後に行われる法第百四十四条の三十
二第一項の規定による承認の申請又は施行日以後に製造する軽油に係る
法第百四十四条の三十五第二項の規定による報告について適用し、施行
日前に行われた法第百四十四条の三十二第一項の規定による承認の申請

(自動車取得税に関する経過措置)

第六条 新規則第八条の十八第一号並びに附則第二十三条第一項第一号口

及び第二項第一号口の規定は、施行日以後に提出する法第百二十三条第
二項に規定する修正申告書又は新規則附則第二十三条第一項第一号若し
くは第二項第一号に規定する書類について適用し、施行日前に提出した
法第百二十三条第二項に規定する修正申告書又は旧規則附則第二十三条
第一項第一号若しくは第二項第一号に規定する書類については、なお従
前の例による。

(軽油引取税に関する経過措置)

第七条 略

2| 新規則第八条の三十九第一項第一号の規定は、施行日の属する月分(施行日
が月の初日でないときは、施行日の属する月の翌月分)以後の月
分の法第百四十四条の二十七第一項に規定する報告書について適用し、
施行日の属する月の前月分(施行日が月の初日でないときは、施行日の
属する月分)以前の月分の同項に規定する報告書については、なお従前
の例による。

3| 新規則第八条の四十一第一号イ、第二号イ及び第三号イ並びに第八条
の四十八第一号の規定は、施行日以後に行われる法第百四十四条の三十
二第一項の規定による承認の申請又は施行日以後に製造する軽油に係る
法第百四十四条の三十五第二項の規定による報告について適用し、施行
日前に行われた法第百四十四条の三十二第一項の規定による承認の申請

又は施行日前に製造した軽油に係る法第百四十四条の三十五第二項の規定による報告については、なお従前の例による。

又は施行日前に製造した軽油に係る法第百四十四条の三十五第二項の規定による報告については、なお従前の例による。

附則第十三条による改正（地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成二十七年総務省令第三十八号））

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>（地方税法施行規則及び航空機燃料譲与税法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）</p> <p>第十二条 地方税法施行規則及び航空機燃料譲与税法施行規則の一部を改正する省令（平成二十六年総務省令第三十四号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（中略）</p> <p>附則第八条の三の三の見出しを「（法附則第三十条第三項第二号の基準等）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「附則第三十条第一項第二号」を「附則第三十条第三項第二号」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「附則第三十条第一項第二号」を「附則第三十条第三項第二号」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「附則第三十条第二項第一号」を「附則第三十条第四項第一号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「附則第三十条第二項第一号」を「附則第三十条第四項第一号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「附則第三十条第二項第一号」を「附則第三十条第四項第一号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「附則第三十条第二項第二号」を「附則第三十条第四項第二号」に改め、同項第一号中「第九項第一号」を「第八項</p>	<p>附 則</p> <p>（地方税法施行規則及び航空機燃料譲与税法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）</p> <p>第十二条 地方税法施行規則及び航空機燃料譲与税法施行規則の一部を改正する省令（平成二十六年総務省令第三十四号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（中略）</p> <p>附則第八条の三の三の見出しを「（法附則第三十条第三項第二号の基準等）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「附則第三十条第一項第二号」を「附則第三十条第三項第二号」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「附則第三十条第一項第二号」を「附則第三十条第三項第二号」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「附則第三十条第二項第一号」を「附則第三十条第四項第一号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「附則第三十条第二項第一号」を「附則第三十条第四項第一号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「附則第三十条第二項第一号」を「附則第三十条第四項第一号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「附則第三十条第二項第二号」を「附則第三</p>

第一号」に改め、同項第二号中「第五項第二号」を「第四項第二号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「附則第三十条第三項第一号」を「附則第三十条第五項第一号」に改め、同項第二号中「第五項第一号」を「第四項第一号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項中「附則第三十条第三項第二号」を「附則第三十条第五項第二号」に改め、同項第二号中「第五項第二号」を「第四項第二号」に改め、同項を同条第八項とし、同条を附則第八条の三の四とし、附則第八条の三の二の次に次の一条を加える。

(後略)

、同項第二号中「第五項第二号」を「第四項第二号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「附則第三十条第三項第一号」を「附則第三十条第五項第一号」に改め、同項第二号中「第五項第一号」を「第四項第一号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項中「附則第三十条第三項第二号」を「附則第三十条第五項第二号」に改め、同項第二号中「第五項第二号」を「第四項第二号」に改め、同項を同条第八項とし、同条を附則第八条の三の四とし、附則第八条の三の二の次に次の一条を加える。

(後略)